

	提出書類(建設業・契約管理課ホームページからダウンロードしてください)	測量	建設コンサルタント	地質調査	補償コンサルタント	建築設計	その他
1	※ 一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請書 (「e古都なら」から出力) (様式1-1) <提出部数2部(うち1部写し可)>	○	○	○	○	○	○
2	登録証明書等(登録(登録の更新)を認める旨の各地方整備局等発行の通知)の写し(5年以内のもの) その他業者は、計量証明、土地家屋調査、不動産鑑定の業務を登録する場合のみ必要	○	○	○	○	○	△
3	一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請書(様式1-2)	○	○	○	○	○	○
4	所得税、法人税又は消費税の確定申告書(写し)(売上総額が確認できるもの) 上記3様式1-2の「③直前1年度分決算」欄記載の決算にかかる所得税、法人税又は消費税の確定申告書様式(添付書類は不要)の写 ※ただし、確定申告書様式記載の収入金額(所得税)、所得金額(法人税)又は課税標準額(消費税)が様式1-2の「③直前1年度分決算」の合計額欄記載の金額を下回る場合は確定申告書に添付された損益計算書等合計額欄記載の金額の根拠となる書類を併せて提出してください。	○	○	○	○	○	○
5	雇用保険の加入が確認できる書類(直近の労働保険料領収書等)の写し 及び健康保険と厚生年金保険の加入が確認できる書類(直近の社会保険料領収書等)の写し ※健康保険組合や国民健康保険組合等に加入の方は当該組合が発行する書類(健康保険)と日本年金機構が発行する書類(厚生年金)の両方が必要です。 (法令で適用が除外されている場合は提出不要)	△	△	△	△	△	△
6	社会保険等適用除外誓約書(様式2) (雇用保険、健康保険、厚生年金保険のいずれか1つでも法令で適用が除外されている場合は提出要)	△	△	△	△	△	△
7	県税に滞納がない証明書の原本(発行後3ヶ月以内のもの) (未納がない証明書でも可) 本人以外が証明書を交付請求する場合には委任欄への記載が必要。	○	○	○	○	○	○
8	消費税及び地方消費税に未納がない証明書(発行後3ヶ月以内のもの) (国税通則法施行規則別紙様式第8号様式その3、様式その3の2、その3の3も可。免税業者も要提出。写し可。) 本人以外が交付請求する場合は、「委任状」が必要。	○	○	○	○	○	○
9	営業所一覧表(様式3)	○	-	-	-	○	○
10	技術者経歴書(様式4)	○	-	-	-	○	○
11	測量等実績調書(様式5)	○	-	-	-	○	○
12	(建設コンサルタント業務を併せて申請される場合) 建設コンサルタント業務 技術者数及び業務実績額表(様式6)	-	○	-	-	-	-
13	(建設コンサルタント業務等を併せて申請される場合) 現況報告書の写し(国土交通省の受付印のあるもの。注記表を含む。直近1年分。)	-	○	○	○	-	-
14	財務に関する報告書(国土交通省に提出したものの写し。測量法第55条の8に規定するもの。測量法第55条の3第1号及び第4号を含む。直近2年分。)	○	-	-	-	-	-
15	(測量業者登録日が財務に関する報告書に記載されている創業日と異なる場合、測量業者登録を受けた後において測量業登録がない期間がある場合、休業又は転(廃)業の期間がある場合、組織変更がある場合) その内容が確認できる資料の写し	△	-	-	-	-	-
16	測量士等調査票(様式7)	○	-	-	-	-	-
17	様式7に記載されている者にかかる ・測量士等名簿記載事項証明書の写し(平成29年11月1日以降に発行されたもの) ・雇用が確認できる書類(必要書類は様式7の記載要領を参照してください。)	○	-	-	-	-	-
18	測量CPD技術者証(写し)	△	-	-	-	-	-
19	測量CPD学習履歴証明書(写し)	△	-	-	-	-	-
20	測量機器の保有状況(様式8)	○	-	-	-	-	-
21	様式8に記載されている測量機器についての検定証明書の写し	△	-	-	-	-	-
22	様式8に記載されている測量機器についての写真(機種名及び製造番号がわかるもの)	△	-	-	-	-	-
23	不当要求防止責任者講習に係る受講修了書(写し) (平成25年4月1日から平成29年3月31日の間に奈良県公安委員会が発行したものに限る。)	△	-	-	-	-	-
24	奈良県と災害協定(測量業務に係るものに限る。)を締結している団体が発行した証明書(写し) (団体の会員であることが確認できるもので基準日が平成29年4月1日のもの)	△	-	-	-	-	-
25	営業所の外観及び標識(測量業法第56条の五に規定するもの)を含む内部の写真 (それぞれ1枚)	○	-	-	-	-	-
26	建築設計業務調書(建築設計業者のみ) 様式は、奈良県営繕課ホームページからダウンロードしてください。 (http://www.pref.nara.jp/dd.aspx?menuid=16698.htm)	-	-	-	-	○	-

※ ○及び△(該当する業者のみ。ただし、5と6はどちらか片方は必ず提出が必要)印のあるものが、提出書類となります。
書類に不備がある場合は受け付けません。

※ 1から25の順にクリップ又はひもで綴じてください。ファイル綴じはしないでください。

※ 用紙のサイズは日本工業規格A4判とします。(A4より小さいものはA4サイズの用紙に貼付してください。)